





無事故「649 日 | !!

安全就業ありがとうございます 9/30 現在

10/16 (土) ボランティア活動は 中止します。

予定されていましたボランティアは、緊急事態宣言が解除されても第6波への懸念や先行き不透明なこともあり諸般の事情を鑑み、今年も中止します。大変申し訳ありませんがご理解おねがいします。

日報記入時は普通のボールペンで

消せるボールペンで記入された日報の時間(文字や数字)が消えて、配分金と請求書に支障が発生しました。擦らずとも一定の温度以上になるとインクが消える仕組みになっているので、夏場の車内に置いていた日報のインクが高温で消えたものと思われます。就業先にも迷惑がかかりますので、消せるボールペンや鉛筆は使用しないでください。日報や書類は必ず普通のボールペンで記入してください。

10月11日(月)は平日です

オリンピックで休日が代わり 10 月 11 日 (月) は休日ではなく、平日になっていますので注意してください。

10 月号

令和3年10月1日

公益社団法人 中播広域シルバー人材センター

配分金について

会員さんが働いて貰える配分金には消費税も含まれていることをご存じでしょうか。本来、個人事業主である会員さんは消費税を納めないといけない事になっていますが、年間課税売上高1,000万円以下の小規模事業者は免税事業者になり消費税納入が免除されています。会員さんは年間配分金が1,000万円以下なので免税事業者にあたり消費税納入の必要がありません。

会員さんは労働をして給料をもらっているわけではなく、個人事業主として仕事を請負って作業し、その対価が配分金です。そのため消費税が関わってきます。配分金には消費税が含まれていることを覚えておいてください。

例) 概算で1時間あたり900円貰っている会員さんは、内訳は配分金818円+税82円になります。 1日4時間、月10日働くと

900 円×4H×10 日=36,000 円ですが、 内訳は 36,000 円÷1.1=32,727 円(配分金) 36,000 円-32,727 円=3,273 円(消費税) となります。

配分金明細表には36,000円とだけしか記載されませんが上記のような考え方になります。

派遣で就業されている会員さんへ 担当の変更

10/1より本部の組織を見直し、担当の変更をおこないました。新に本部の宮本が派遣を担当します。派遣の仕事に関することはすべて、3町関係なく、窓口を1本化します。

派遣で仕事をされている会員さんは、宮本に連絡をするようお願いします。

連絡先:本部 0790-27-0044 派遣担当 宮本 080-1448-6825 ※派遣=3町とも派遣担当へ ※請負・委任=それぞれの町の担当所長へ 所長は担当の町の請負・委任の仕事を受け持ち ます。

就業について①

最近シルバーを通さず就業する会員さんがおられます。もともと直接雇用で働かれている分にはいいのですが、一度シルバーから仕事に行くと、次から直接会員さんに連絡し、シルバーを通さず会員さんを引き抜く会社があります、ルール違反です。企業から直接連絡があった場合は必ず本部または所長に連絡をしてシルバーを通して就業するようにしてください。シルバーを通さないで起きた事故はシルバー保険の対象外になり、一切の責任は負いかねます。

就業について②

前にも何回か会員さんが直接就業先の担当者と 会って契約や就業に係ることを話したり決めな いようにお願いしていますが、就業が決まる前 に無断で就業先を見に行ったり、就業先に行く ことも止めてください。相手先様に迷惑がかか りますのでお願いします。

会員さんは就業先に直接雇用されているわけでなく、シルバーからその就業先に仕事に行っているので、あくまでも窓口はシルバーであり担当所長であり派遣担当です。

軽微なことで事足りる場合は直接就業先に言ってください。以上守ってください。

事故報告

施設管理の就業で草刈作業中、飛び石により駐車中の車のドアを傷つける事故がありました。最近は施設管理での事故が目立ちます。施設管理で草刈や剪定をされるだけでなく、草刈班、剪定班、施設等で就業されているすべての会員さんは、くれぐれも事故やケガのないよう十分周囲の状況を確認してください。みんなで事故ゼロを目指しましょう

9/10(金)市川町 草刈・剪定現場





9/15 (水) 福崎町 剪定現場



9/28 (火) 市川町 剪定現場





安全パトロール

現場は安全対策をした 上で作業をされていま したが、ヘルメット未 装着があり注意をおこ ないました。

必ずヘルメット着用を お願いします。ネット、 コーンも周囲の状況に 応じて使用お願いしま す。

9/10(金)神河町 草刈・剪定現場





9/28 (火) 神河町 草刈現場



就業募集先一覧 定員になっているところがある場合もあります。本部に問い合わせてください。

- ①場所
- ②就業先
- ③仕事内容
- ④就業日
- ⑤就業時間
- ⑥1 カ月配分金目安
- (7)その他

急募!

- ①神河町
- ②屋外遊技施設
- ③風呂屋内清掃 洗濯
- ④週3~4日
- ⑤8 時~17 時
- ⑥60,000 円くらい
- (7)数名

急募!

- ①神河町
- ②工場 B
- ③空きケース整理
- ④週 1~2 日
- ⑤9 時~15 時 月 40 時間程度
- ⑥36,000 円くらい

派遣の仕事です

- ①市川町
- ②介護施設
- ③給食調理補助
- ④週2~3日
- ⑤8 時 30 分~15 時 30 分の内 3~6 時間
- ⑥60,000 円くらい
- ⑦数名・男女可

派遣の仕事です

- ①市川町
- ②観光施設
- ③風呂清掃
- ④週 2~3 日
- ⑤午後4時間程度
- ⑥44.000 円くらい
- ⑦女性

派遣の仕事です

- ①市川町
- ②工場 C
- ③分別検品作業
- ④相談に応じる
- ⑤相談に応じる
- ⑥65,000 円くらい
- (7)男性

派遣の仕事です

- ①市川町
- ②工場 D
- ③プラスチック色付
- ④相談に応じる
- ⑤相談に応じる
- ⑥65,000 円くらい
- ⑦男性

草引き、草刈、剪定、 剪定片付け運搬できる 方を募集中です。軽ト ラあれば尚良いです。 人手不足で近い将来、 仕事を受けられない場 合もでてきそうです

剪定講習会について

9月に予定されていました講習会は、緊急事態宣言が9月末まで延長されたのに伴い延期されていましたが、兵シ協主催剪定講習会の日程が11/24(水)11/25(木)に決まりました。まだ定員には余裕がありますので参加希望者は兵シ協078-954-8807へ連絡お願いします。

一般の方、一般会員さんが対象ですが剪定班の会員さんも参加可能です、技術向上のため是非とも参加をお願いします。一般会員さんも剪定班に入ることが前提ではないので、家の庭の剪定をするために剪定を学びたいという目的でも結構です。

就業相談について

現在未就業、もう少し仕事を増やしたい、健康に不 安があるなど相談は随時行っていますので、一度本 部、担当所長、派遣担当に連絡を入れた上で本部ま たは福崎連絡所、神河事業所へお越しください。

ホームページの QR コードです。 スマホで読み取ってください。



事業推進大会について

兵シ協の事業推進大会ですが、今年もコロナ禍の ため中止になりました。永年表彰者様におかれま しては記念品の発送をもって代えさせて頂きます とのことです。

(敬称略、順不同)

岡本 巴 岡本 道雄 後藤 純子 野中 峻 濱渦 正志 以上5名の会員さんです。 おめでとうございます。

(当センターの永年表彰と基準が違いますので総 会時表彰の会員さんとは異なります。)

会員による会員紹介と就業先紹介について

紹介してくださった会員さんと紹介で入会された方 双方に町指定ゴミ袋を1パック差し上げています。 またご家庭の仕事、事業所の仕事を紹介してくださ った会員さんと仕事をさせていただいたご家庭の方 双方にも町指定ゴミ袋1パック差し上げます。 いい人、いい仕事があれば紹介してください。

ちょっと一服

秋祭り 屋台の分布について考察

今年も祭りが中止になり、屋台の練り出しがなく太鼓の音もせず、寂しい思いの方も多いと思いますが、こんな時こそ祭り気分を味わってもらうために、屋台の分布についてお話をします。

皆さんご存じのとおり播州の屋台には、高砂の曽根が発祥とされる「反り屋根布団屋台」と飾磨・白 浜(灘)が発祥とされる「神輿屋根屋台」の2種類あります。

神崎郡内にその両方の屋台が多くあるのには理由があります。

「反り屋根布団屋台」文化は曽根から加古川水系に沿って北上し内陸部に広がり、西脇、多可、社、加西から県道三木山崎(宍粟)線に沿って西へと広がり、八千種、田原、福崎まで伸びてきました。一方「神輿屋根屋台」文化は飾磨・白浜から市川水系に沿って北上し内陸部に広がります。川の東は豊富、船津まで、川の西は福崎まで伸びてきました。福崎地区はちょうど東から伸びてきた「反り屋根布団屋台」文化と南から伸びてきた「神輿屋根屋台」文化が国道と県道三木山崎(宍粟)線上でぶつかる貴重な位置にあります。福崎地区二之宮神社氏子13ヵ村のうち、おおよそ県道三木山崎(宍粟)線より北側の6ヵ村は「反り屋根布団屋台」、南側6ヵ村は「神輿屋根屋台」にきれいに分かれます(あと1ヵ村、北側の桜だけは神輿屋根屋台ですが・・)。

また「神輿屋根屋台」は福崎や船津から田原、八千種へと広がろうとするのですが「反り屋根布団屋台」の勢力が強く、田原地区熊野神社氏子 12 ヵ村のうち神崎橋すぐ東の井ノ口、西野の 2 ヵ村のみが「神輿屋根屋台」で、残り 10 ヵ村は「反り屋根布団屋台」となっています。田原より東の八千種・大貫両地区 7 ヵ村においてはすべてが「反り屋根布団屋台」です。

その後、市川水系にそって両屋台文化は混在しながら市川、神河へと北上を続けますが、そのほとんどが「反り屋根布団屋台」です。それは「神輿屋根屋台」は市川水系の福崎地区より西側の夢前川、揖保川、千種川水系に広がったのに対し、「反り屋根布団屋台」は市川水系より東側に広がったためで、福崎地区より西には「反り屋根布団屋台」は見当たりませんし、田原地区より東に「神輿屋根屋台」は見当たりません。

柳田国男が著書「故郷七十年」のなかで「姫路から北へ伸びる国道も福崎の山崎にある千束(せんぞく)(洗足)という所から道が作れず、やむを得ず福崎から東に折れ、辻川を経由する道がついた。」と回顧していたように、福崎から北へは山崎の神前山(かむさきやま)と市川が行く手を阻み、狭窄部の千束(洗足)より先には人流が出来づらく「神輿屋根屋台」文化が北へ伝播しにくかったからかも知れません。そのため福崎町内は両方の屋台が楽しめ、またその数が多いのが特徴です。

今も昔も福崎や辻川は県道三木山崎(宍粟)線と国道(生野街道)の道が交わるところだけでなく、 文化も交わっていたと気づかされます。道と川が物資や人だけでなく屋台文化も運んだことと、浜手 の村が屋台を新調するたびに前の屋台が内陸部の村と売買されていくことで、さらに屋台文化は広が っていきました。神崎郡内でも屋台新調する村も増えていて、文化は継承されていきます。

来年はいい祭りができるといいですね。

※あくまでも個人的な推考です。

※歳時記表紙の写真は左が曽根天満宮、右が灘の松原八幡神社の屋台

福崎町 福崎地区 二之宮神社 神輿屋根屋台 が並びます



福崎町 田原地区 熊野神社 反り屋根布団 屋台が並びます







